

低住協一人親方会(一人親方団体) 労災保険特別加入のご案内

低住協会員企業の現場で働く一人親方のみなさまへ

一人親方の特別加入制度について

労災保険は、労働者に対して国が事業主に代わってその補償を行う保険制度なので、事業主や自営業者などは本来その対象とはなりません。しかし、その仕事の実態などから、労働者と同じように保護する必要がある人たちもいます。そこで、請負で労働者を使用(雇用)しないで事業を行うことを常態とする『一人親方』やその家族従事者でも、国に特別加入の申請をして、承認を受けた場合は労働者と同じように補償を受けることができるようにした制度です。

この特別加入制度を利用するためには、一人親方団体を通じて加入手続きをすることが必要です。

低住協一人親方会のおすすめポイント

- ◆万一の労災事故の際、ベテランスタッフが迅速に対応致します。(手続き手数料は無料です)。
- ◆社労士事務所(行政書士事務所併設)が委託を受けているため、「建設業許可」「法人化」「建設キャリアアップシステム」「労働者雇入れの相談」など、様々なご相談に対応致します。

基礎日額	特別加入保険料(1年間) 日額×365日×保険料率(17/1,000)
3,500円	21,718円
4,000円	24,820円
5,000円	31,025円
6,000円	37,230円
7,000円	43,435円
8,000円	49,640円
9,000円	55,845円
10,000円	62,050円
12,000円	74,460円
14,000円	86,870円
16,000円	99,280円
18,000円	111,690円
20,000円	124,100円
22,000円	136,510円
24,000円	148,920円
25,000円	155,125円

※年度途中での加入の場合は、月割で計算されます。

■必要書類および申込方法

1. 特別加入申請書(用紙はお電話でご依頼下さい)
2. 写真付きの身分証明書(運転免許証・パスポート等)のコピー

上記2点をメールまたはFAXで送付下さい。

中途加入時の保険料の計算例

- 基礎日額 5,000 円の一人親方が 1 名、
9 月から中途加入した場合は…

日額 5,000 円の年間保険料(左表)の 31,025 円/12×7
= **18,098 円** ← 加入月(9月)～翌年 3 月までの 7 ヶ月分

※年度途中の脱退の場合を除き、年度更新時の保険料の清算(返金)はありません。

■事務手数料

一人親方	年額手数料
一人親方一人につき	12,000 円

※年度中途脱退の場合、手数料の返金はございません。

低住協一人親方会

◆問合せ・申込先◆(委託事務所)

林社会保険労務士事務所 行政書士事務所

〒190-0022 東京都立川市錦町 1-8-14 鈴木ビル 202 号

TEL 042-595-6890 FAX 042-595-6895

Mail dt.hayashi@hayashi-sr.net

お気軽にご相談下さい!!

